

統合賠償責任保険



# 寺院のみなさまの賠償責任保険



2022年10月改定

**寺院のみなさまを取り巻く賠償リスクをまとめてカバーします!!**

## ●境内などの施設 他人の身体の障害や財物の損壊等



●境内の燈籠が倒れ、参拝者に大ケガをさせてしまった。

**損害額 3,000万円**


●境内の古木が管理不備により倒れ、境内に参拝客が停めていた自動車を壊してしまった。

**損害額 60万円**

### さらに

自動車の修理費が時価額を超えてしまい、その差額も含めた修理費全額を請求された。

**損害額 40万円**

## ●檀務中 他人の身体の障害や財物の損壊等



●住職が自転車で檀家回り中に、路地から飛び出してきた子供とぶつかり、大ケガをさせてしまった。

**損害額 3,000万円**


●寺院で参拝者から預かったかばんが盗まれてしまった。

**損害額 10万円**

### さらに

事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。


**かかった費用 5万円**

## ●食事や授与品等の提供後 他人の身体の障害や財物の損壊



●授与品として販売したお箸に欠陥があり、購入者にケガをさせてしまった。

**損害額 2万円**

●座禅体験の際に、体験者に提供した精進料理が原因で集団食中毒を発生させてしまった。

**損害額 320万円**

### さらに



食中毒の原因を調べるために検査を行った。

**損害額 2万円**

## ●その他の賠償事故



参拝者を寺院で発生した盗難事故の犯人と間違えて警察へ通報してしまい、慰謝料を支払うことになった。

**損害額 8万円**

## ●被害者治療費



境内で参拝者が転倒し、ケガをした。法律上の賠償責任は発生しなかったが、その治療費を弊社の同意を得て支払った。

**損害額 30万円**

## 賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

### ●被害に遭われた場合の賠償請求



自動車が寺院に突っ込み、塀を壊されてしまった。賠償に応じられないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

**かかった費用 90万円**


●クレーム等対応費用の補償 ●サイバー・情報漏えい事故の補償 につきましては、別途チラシやパンフレットをご参照ください。

裏面の補償内容でこれらの事故がまとめてカバーされます →

1



**施設が原因で生じた事故と仕事中の行為が原因で生じた事故を補償します。**

I. 施設業務特約



「参拝者を盗難事故の犯人と間違えて拘束してしまった。」などの不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭や文書、図画などの不当な表示による名誉毀損やプライバシーの侵害などの損害賠償責任を補償します(情報漏えいやそのおそれによる場合を除きます。)

▶ 人格権・宣伝侵害事故

この特約では、上記の事故のほか、作業場内専用車による事故、借用不動産に対する事故、保管財物に対する事故等を補償します。詳しくはビジネスサポートパンフレットをご参照ください。



他人の財物の損壊等について、**修理費\***が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

※損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額を限度とします。(I.施設業務特約で対物超過復旧費補償特約をセットする場合は、II.生産物特約にもこの特約がセットされます。)

▶ 対物超過復旧費補償特約

2



**提供した物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故を補償します。**

II. 生産物特約



他人の身体の障害や財物の損壊についてII.生産物特約により保険金をお支払いする場合に、**事故の原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊およびその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用**を補償します。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約

3

**被害に遭われた際の弁護士費用や法律相談費用、損害賠償責任が発生しない事故での被害者の方への見舞費用もお支払いします。**



記名被保険者等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」を補償します。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

I 施設業務 用



I.施設業務特約、II.生産物特約のいずれかにおいて補償の対象となる可能性のある他人の身体障害が発生した場合、被保険者の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、被害者の治療費や死亡した場合の葬祭費用をお支払いします。

▶ 被害者治療費等補償特約

I 施設業務 II 生産物 用

4

**法律上の損害賠償金以外の各種費用もお支払いします。**



法律上の損害賠償金のほか、損害賠償責任に関する争訟のための弁護士費用、訴訟対応費用、被害者見舞費用、弁護士相談費用、信頼回復のための広告費用、損害の発生および拡大の防止のための損害防止軽減費用や緊急措置費用などをお支払いします。

統合賠償責任保険特別約款

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジネスサポートパンフレットまたは重要事項説明書をご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。実際にセットされる特約は、申込書等においてご確認ください。

## 日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日



保険のご相談

日新火災  
テレフォンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00 (平日)  
9:00~17:00 (土日祝)

<https://www.nissinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。